

# 平成 23 年度 市町決算の概要

## 1 決算規模

平成 23 年度の市町の決算規模は、歳入、歳出ともに 4 年ぶりに前年度決算額を下回った。

歳入においては、地方税や地方交付税等は増加したものの、国庫支出金、地方債等が減少したことにより、前年度比170億42百万円の減少（▲3.1%）となった。

歳出においては、扶助費等は増加したものの、普通建設事業費、公債費等が減少したことにより、前年度比197億23百万円の減少（▲3.7%）となった。

平成 23 年度の県内市町の普通会計決算額は、

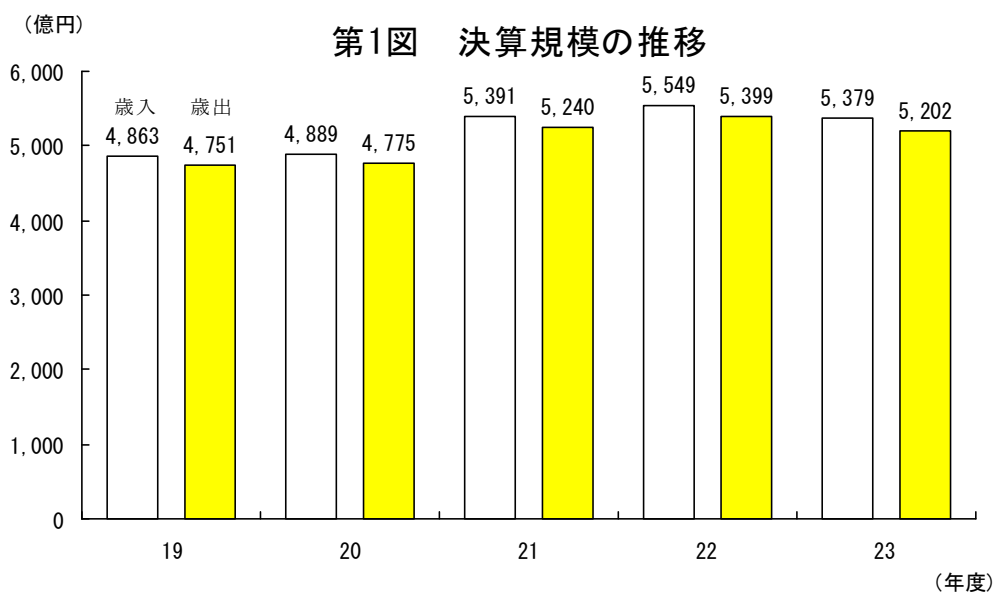
歳入 5,378 億 58 百万円（前年度 5,549 億円）

歳出 5,201 億 97 百万円（前年度 5,399 億 20 百万円）

であり、前年度に比べると、歳入が 170 億 42 百万円（対前年度比 3.1%減）、歳出が 197 億 23 百万円（同 3.7%減）減少し、歳入、歳出とも、4 年ぶりに減少に転じた。団体区分別にみると、歳入が都市で 3.5%減、町で 3.4%増、歳出が都市で 4.2%減、町で 3.8%増となっている。

歳入の減少については、平成 22 年度以降の企業収益の回復を受けて法人住民税が増加したこと等により地方税が増加し、臨時財政対策債や合併特例債の償還額増加等に伴う普通交付税の増加等により地方交付税額が増加した一方で、普通建設事業費支出金の減少等により国庫支出金が減少したことや臨時財政対策債の発行減等により地方債が減少したことによるものである。

歳出の減少については、子ども手当や障害者自立支援関係経費等の増により扶助費等が増加した一方で、小中学校耐震改修事業の進捗に伴う事業量の減少等により普通建設事業費が減少したことや、地域総合整備事業債等の償還額が減少したこと等により公債費が減少したことによるものである。



## 2 決算収支

市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が29年連続で黒字を計上している。なお、単年度収支については黒字に転じた。

実質単年度収支は7年連続で黒字を計上したものの、財政調整基金積立金の減少等により、黒字幅は減少した。

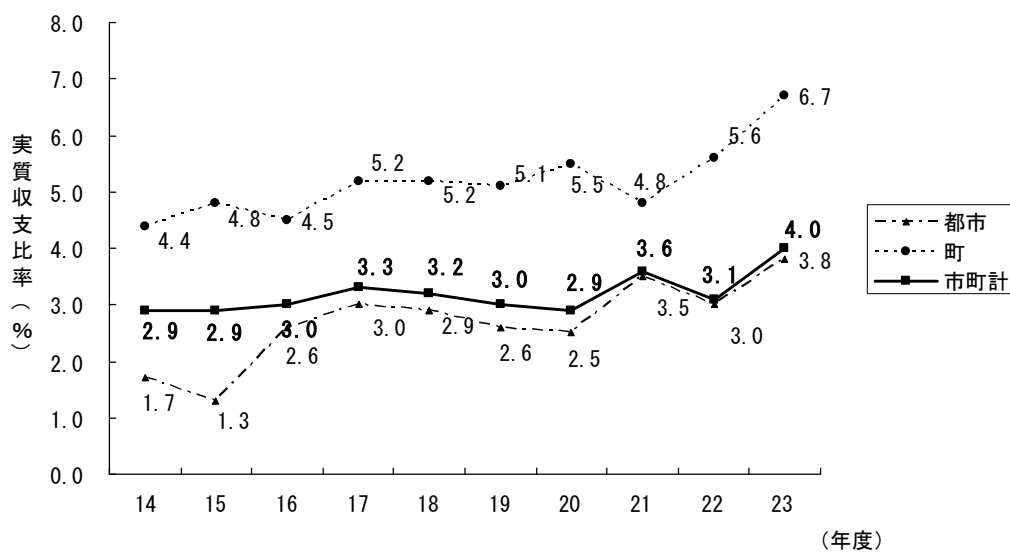
### (1) 実質収支

平成23年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、176億61百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源47億15百万円を控除した実質収支は、129億45百万円の黒字となっている。

黒字額は、前年度（101億53百万円）に比べ27億93百万円増加しており、昭和58年度以降29年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率（標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する実質収支額の割合）は、都市が3.8%、町が6.7%で、市町全体では4.0%（前年度3.1%）となっている。

第2図 実質収支比率の推移



### (2) 単年度収支

平成23年度実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は、都市・町とも黒字で、県計では27億93百万円の黒字となっている。

また、赤字の団体数は、19団体中4団体（1市3町）となっている。

### (3) 実質単年度収支

実質単年度収支（単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額）は、都市・町とも黒字で、県計では91億90百万円の黒字となっている。前年度との比較では、実質収支は増加（27億93百万円増）したものの、財政調整基金積立金の減少（52億97百万円減）等により、黒字幅が減少（33億2百万円減）している。

### 3 歳 入

平成 23 年度の歳入決算額は、5,378 億 58 百万円で、前年度に比べ 170 億 42 百万円、3.1%減少している。

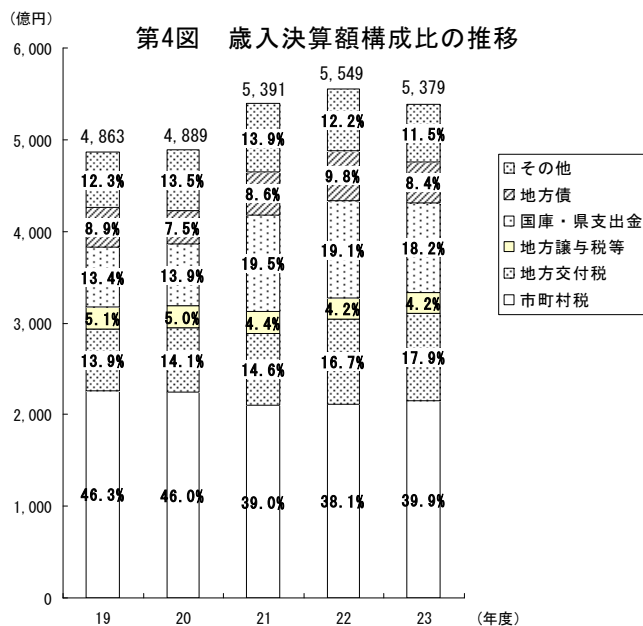
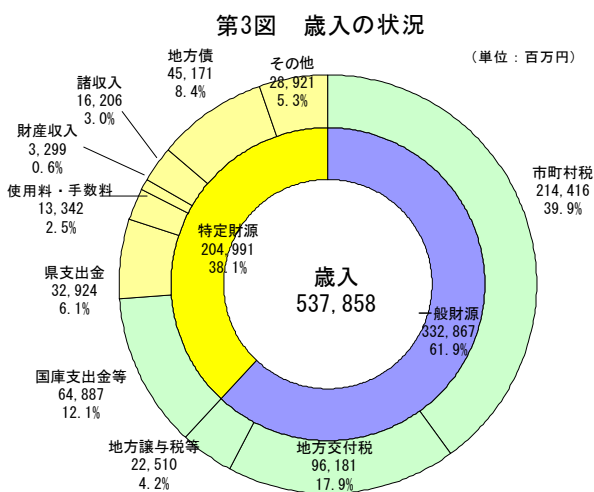
これは、地方税が前年度比 31 億 81 百万円、1.5%増加、地方交付税が前年度比 33 億 79 百万円、3.6%増加した一方で、普通建設事業費支出金の減少等により国庫支出金が前年度比 69 億 82 百万円、9.7%の減、臨時財政対策債の発行減等により地方債が前年度比 90 億 1 百万円、16.6%の減となったことによる。

なお、歳入に占める一般財源の構成比は、地方交付税の増等により前年度より 3.0 ポイント上昇し、61.9%となった。

#### (1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税：2,144 億 16 百万円（歳入総額に占める構成比 39.9%）、地方交付税：961 億 81 百万円（17.9%）、国庫支出金：648 億 87 百万円（12.1%）、地方債：451 億 71 百万円（8.4%）が主なものである。団体区分別に歳入総額に占める構成比の上位 3 科目をみると、都市においては、市町村税：40.2%（前年度 38.2%）、地方交付税：17.5%（16.3%）、国庫支出金：12.3%（13.2%）に対し、町においては、市町村税：35.9%（36.7%）、地方交付税：22.7%（22.7%）、地方債：9.3%（9.1%）となっており、都市においては市町村税の占める割合が町より 4.3 ポイント高くなっているのに対して、町においては地方交付税の占める割合が都市より 5.2 ポイント高くなっているなど、町は都市より依存財源の占める割合が高くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の一般財源は、3,328 億 67 百万円で、前年度に比べ 60 億 29 百万円、1.8%増加し、歳入総額に占める構成比では、地方交付税が増加したこと等により、61.9%と前年度（58.9%）から 3.0 ポイント上昇した。



## (2) 歳入項目別の状況

市町村税は、個人住民税が引き続き減少したものの減少率が鈍化し、また、平成22年度以降の企業収益の回復を受け、法人住民税が増加したこと等により、全体としては前年度比1.5%増の2,144億16百万円となった。

地方交付税は、公債費のうち臨時財政対策債や合併特例債の償還額が増加したことや国勢調査人口の置き換え等により、基準財政需要額が増加した結果、普通交付税が増加したこと等に伴い、前年度比3.6%増の961億81百万円となった。なお、臨時財政対策債は前年度比20.7%減の261億89百万円であり、これらを合わせたいわゆる実質的な地方交付税としては前年度比2.8%減の1,223億70百万円となった。

国庫支出金は、児童手当及び子ども手当交付金や社会資本整備総合交付金が増加したものの、普通建設事業費支出金が大幅に減少したこと等により、全体としては前年度比9.7%減の648億87百万円となった。

地方債は、臨時財政対策債の発行減等により、前年度比16.6%減の451億71百万円となった。

自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比1.0ポイント上昇し51.3%となった。この主な要因は、自主財源も減少したが、それ以上に、国・県支出金、地方債等の依存財源が減少したこと等によるものである。

自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

区 分	平成 23 年度		平成 22 年度		比較	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	(A) - (B)	(A) - (B) / (B)
自 主 財 源	276,185	51.3	278,872	50.3	▲ 2,688	▲ 1.0
市 町 村 税	214,416	39.8	211,235	38.1	3,181	1.5
諸 収 入	16,206	3.0	20,921	3.8	▲ 4,715	▲ 22.5
使用料・手数料	13,342	2.5	13,081	2.4	261	2.0
そ の 他	32,221	6.0	33,634	6.0	▲ 1,414	▲ 4.2
依 存 財 源	261,674	48.7	276,028	49.7	▲ 14,354	▲ 5.2
地 方 交 付 税	96,181	17.9	92,802	16.7	3,379	3.6
国 庫 ・ 県 支 出 金	97,531	18.2	106,012	19.1	▲ 8,201	▲ 7.7
地 方 債	45,171	8.4	54,172	9.8	▲ 9,001	▲ 16.6
そ の 他	22,790	4.2	23,042	4.1	▲ 531	▲ 2.3
合 計	537,858	100.0	554,900	100.0	▲ 17,042	▲ 3.1

## 4 歳 出

平成 23 年度の歳出決算額は、5,201 億 97 百万円で、前年度に比べ 197 億 23 百万円、3.7%減少している。

目的別構成比では、民生費が全体の約 3 割（32.1%）を占めており、総務費（14.5%）、教育費（12.7%）がこれに続いている。前年度比増加額では民生費が最も大きく、減少額では総務費が最も大きくなった。

性質別では、「義務的経費」が、扶助費の増等により前年度比 0.9%増、11 年連続の増となる 2,516 億 45 百万円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の減により前年度比 8.8%減の 598 億 92 百万円となった。その他の経費では、積立金が大幅減となった。

### (1) 目的別歳出の状況

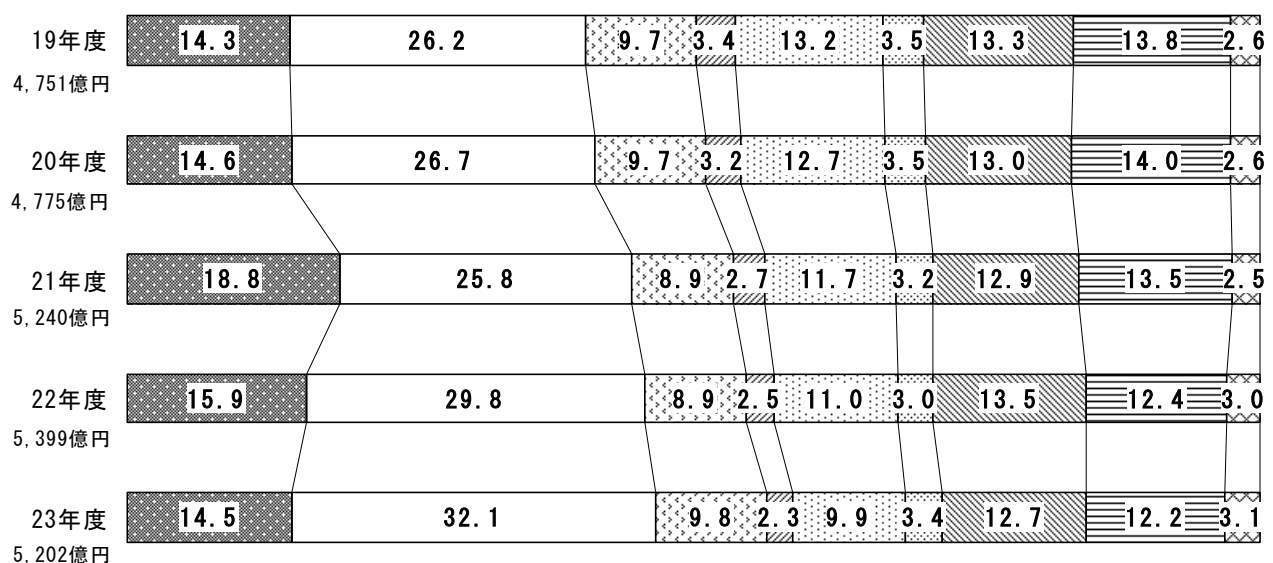
歳出総額に占める構成比は、民生費（歳出総額に占める構成比 32.1%）が最も高く、総務費（14.5%）、教育費（12.7%）と続いている。民生費は平成 14 年度以降 10 年連続で最も高い構成比となっている。

決算額の前年度比では、民生費が子ども手当等の児童福祉費や障害者自立支援関係経費等の社会福祉費、生活保護費など各種社会保障関係経費の増により 62 億 92 百万円の増となった一方、総務費が積立金等の減により 105 億 12 百万円の減、土木費が公営企業会計等への繰出金の減等により 80 億 82 百万円の減、教育費が投資的経費の減等により 68 億 15 百万円の減となった。

また、10 年前（平成 13 年度）の決算額と比較すると、決算額全体が 4%の増となる中、民生費は 76%増、労働費は 94%増、総務費は 13%増となっており、一方で農林水産業費は 50%減、土木費は 48%減、商工費が 34%減となっている。

## 第 5 図 目的別歳出決算額構成比の推移

■総務費 □民生費 □衛生費 □農林水産業費 □土木費 □消防費 □教育費 □公債費 □その他



## (2) 性質別歳出の状況

歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 2,516 億 45 百万円(歳出総額に占める構成比 48.4%)、投資的経費 598 億 92 百万円 (11.5%)、一般行政経費 1,292 億 98 百万円(24.9%)となっている。

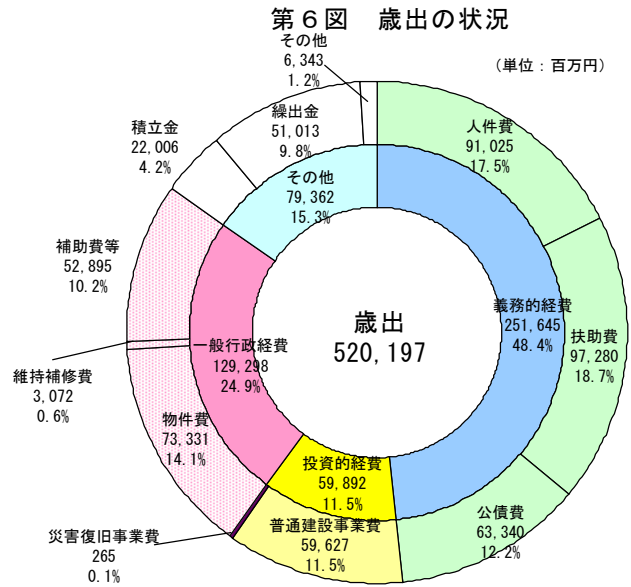
前年度と比べると、義務的経費の割合は 2.2 ポイント増、投資的経費が 0.7 ポイント減、一般行政経費が 1.8 ポイント減となっている。

義務的経費は、扶助費が子ども手当等の児童福祉費や障害者自立支援関係経費等の社会福祉費の増等により、5.7%の増となったことから、11年連続で増加している。

投資的経費は、小中学校耐震改修事業の進捗に伴う普通建設事業費の減等により、全体で 9.0%減となった。

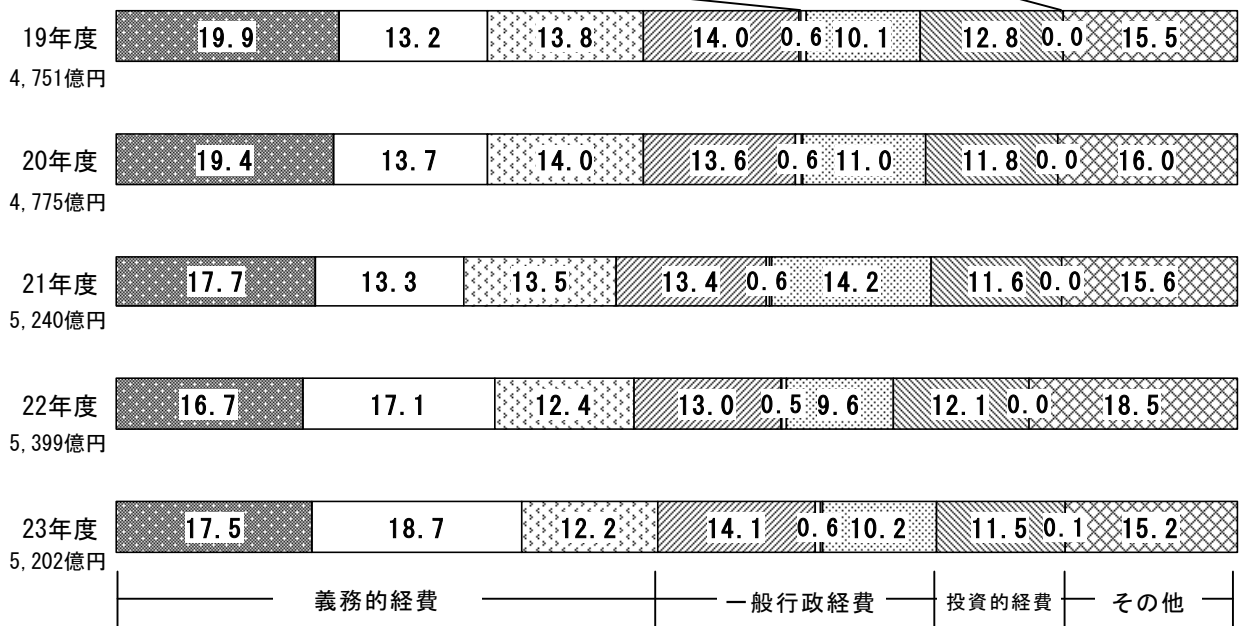
一般行政経費は、全体で 3.7%の増となった。

また、10年前(平成13年度)の決算額と比較すると、決算額全体が4%の増となる中、義務的経費は29%増となっている。内訳としては、人件費は10%減となっているものの、扶助費は社会保障関係経費の増や市町村合併に伴い生活保護事務の県事務(町村分)が市事務へ移行したこと等により162%の大幅増となっており、公債費は11%増となっている。一方で投資的経費は、公共事業の縮減により49%の減となっている。



## 第7図 性質別歳出決算額構成比の推移

■ 人件費 □ 扶助費 ▨ 公債費 ▩ 物件費 ▪ 維持補修費 ▧ 補助費等 ▦ 普通建設事業費 ▥ 災害復旧事業費 ▤ 積立金+その他



## 5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、分母のうち経常一般財源等が地方税の増等により増加したものの、臨時財政対策債の発行額が減少したことにより、分母全体では減となった。一方、分子である経常経費充当一般財源等が扶助費の増等により増加した結果、全体としては86.4%（都市86.6%、町83.8%）と前年度より0.6ポイント上昇した。

### (1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が用いられている。

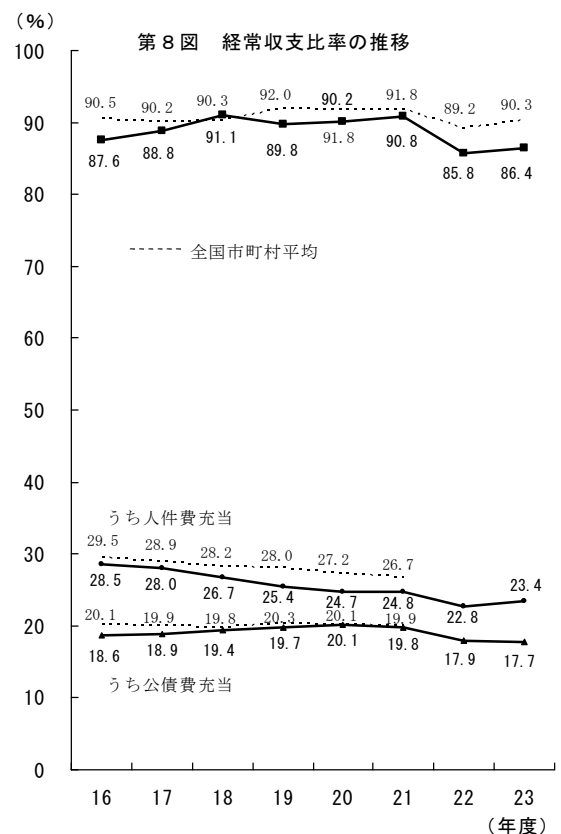
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

平成23年度の経常収支比率は、分母のうち経常一般財源等が地方税（1.5%増）の増等により増加したが、臨時財政対策債（20.7%減）の減等により分母全体では減少し、分子である経常経費充当一般財源等が、人件費（2.0%増）、物件費（1.4%増）、扶助費（0.9%増）等の増により増加した結果、全体としては前年度の85.8%に比べて0.6ポイント上昇し、86.4%となった。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当されたものの比率は23.4%で、前年度に比べ0.6ポイントの上昇、扶助費充当は8.5%で0.2ポイントの上昇となったが、公債費充当は17.7%で0.2ポイントの低下となっている。

経常収支比率を段階別で見ると、90%を上回る団体は5団体となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、10団体において比率が上昇、9団体において低下した。



### 経常収支比率の段階別団体分布 (※括弧内の数値は平成21年度合併前26市町ベース)

年度	率	~70	70~75	75~80	80~85	85~90	90~95	95~100	100~
19		0(0)	1(1)	0(0)	1(2)	7(8)	7(11)	3(3)	0(1)
20		0(1)	0(0)	0(0)	2(3)	8(9)	5(8)	3(4)	1(1)
21		0	0	0	0	7	10	2	0
22		0	0	2	4	11	1	1	0
23		0	0	1	8	5	5	0	0



## 6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高）は、積立金現在高が増加し、地方債現在高が減少したものの、債務負担行為額が増加したことにより、全体としては前年度比で0.3%増加し、4,544億3百万円となった。

地方債現在高は、平成19年度から減少に転じ、5年連続の減少となった。なお、臨時財政対策債を除いた地方債現在高では9年連続の減少となった。

また、積立金現在高は、財政調整基金、減債基金の増等により、総額では前年度比で11.4%増加した。

### (1) 地方債残高の状況

平成23年度末の地方債残高は、5,386億97百万円であり、前年度末(5,478億15百万円)に比べると91億18百万円減少した。地方債現在高は平成18年度まで6年連続で増加していたが、平成19年度から減少に転じ、5年連続の減少となった。

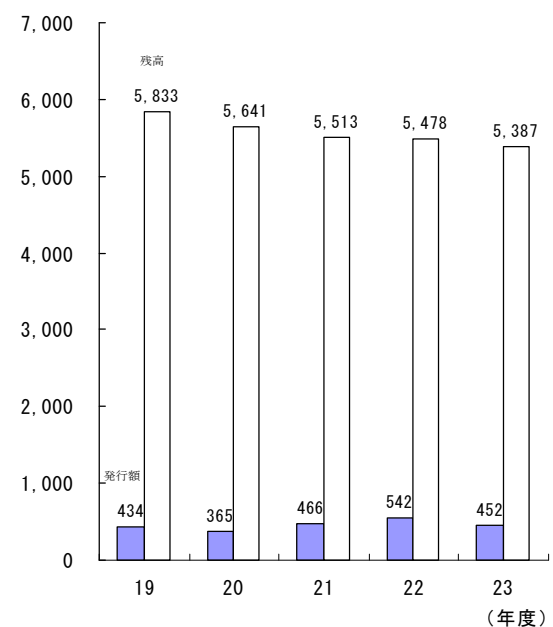
地方債現在高のうち、平成13年度以降発行されている臨時財政対策債の占める割合が年々増加し、1,834億85百万円となっている。臨時財政対策債を除いた地方債現在高では9年連続で減少している。

なお、住民一人当たりの地方債残高は、386,309円(前年度393,849円)となっている。

地方債残高の目的別構成比をみると、臨時財政対策債(34.1%)、一般単独事業債(31.6%)、学校教育施設等整備事業債(8.3%)が主なものである。

借入先別内訳をみると、財政融資資金(40.3%)、市中銀行(14.8%)、地方公共団体金融機構資金(12.2%)、旧郵政公社資金(9.4%)等となっている。

第9図 地方債発行額、残高の推移



### (2) 積立金現在高の状況

平成23年度末の基金残高は、1,523億51百万円であり、前年度末(1,367億32百万円)に比べると156億19百万円増加し、2年連続の増加となった。

基金別の内訳をみると、財政調整基金(現在高438億2百万円)は前年度末に比べて38億6百万円の増加、減債基金(現在高294億43百万円)は67億70百万円の増加、その他特定目的基金(現在高791億6百万円)は50億43百万円の増加となった。



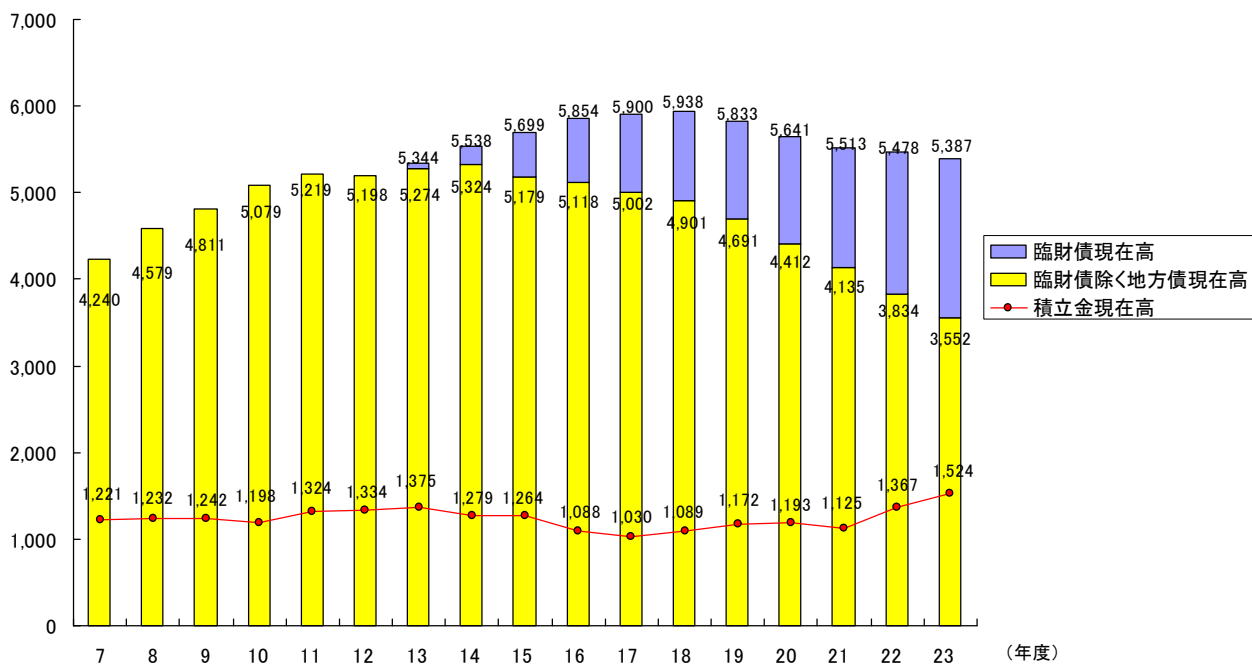
### (3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

平成 23 年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、680 億 57 百万円であり、前年度末（420 億 14 百万円）に比べると 260 億 43 百万円増加している。

なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた実質的な財政負担は、4,544 億 3 百万円となり、前年度（4,530 億 98 百万円）から 13 億 5 百万円、0.3%増加した。

(億円)

第10図 地方債残高・積立金現在高の推移



## 7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、平成 19 年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成 20 年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

### (1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では実質赤字が発生している市町はないが、全国では 2 団体で発生している。うち早期健全化基準以上の団体はなし。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は 20%とされている。

### (2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足比率）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内で発生している市町はないが、全国では 9 団体で発生している。うち早期健全化基準以上の団体はなし。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%とされており、財政規模が小さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられている。

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、12.0%（都市 11.9%、町 12.9%）となり、前年度に比べて 1.5 ポイント低下している。

なお、地方債協議制度において許可団体とされる、実質公債費比率が 18%以上の団体は、2 団体となった。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率を表し、前 3 年度（平成 21 年度から平成 23 年度）

の平均値で表している。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取組を促すための措置（早期是正措置）の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。県内において 18%以上の団体は、1 市 1 町（全団体の 10.5%）となっている。

早期健全化基準については、25%とされており、財政再生基準は 35%とされている。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国では、早期健全化基準以上の団体が 1 団体ある。うち財政再生基準の団体は 1 団体。

#### (4) 将来負担比率

**一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、48.2%であり、前年度に比べて 25.8 ポイント低下した。**

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す。

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分（公営住宅の使用料、都市計画事業関連地方債償還に充当する都市計画税等）、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国において早期健全化基準以上の団体は 2 団体となっている。

#### (5) 早期健全化基準および財政再生基準

**県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなし。**

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成 20 年度決算より、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。なお、平成 23 年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- |          |            |           |            |
|----------|------------|-----------|------------|
| ・実質赤字比率  | 0 団体（0 団体） | ・連結実質赤字比率 | 0 団体（0 団体） |
| ・実質公債費比率 | 1 団体（1 団体） | ・将来負担比率   | 2 団体       |

※（ ）内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。